



## 第43回消費生活展を 開催しました



11月8日(土)・9日(日)の2日間にわたり、多くの方にご来場いただきありがとうございました。今年「見ぬく力を身につけよう～これでいいの?」

「今の消費生活～」をテーマに、各消費者グループが研究発表のパネル展示を行ないました。旬の野菜の販売やワークショップ、骨密度測定のコナーも大人気でした。

## 情報コーナーのご案内

3階の情報コーナーでは、消費生活に関する図書・雑誌(最新刊を除く)・DVDなどを貸し出ししています。

### ～今年度在庫した図書の一例～

- 安心できる「永代供養墓」の選び方(草思社)
- 金遣いの王道 (日本経済新聞出版社)
- ブラックボックス (朝日新聞出版)
- 子連れ防災実践ノート(メディアファクトリー)
- くふうの図鑑 (小学館)
- スマホチルドレン対応マニュアル (中央公論新社)



## はい 消費者相談です

### 遠隔操作でプロバイダ変更されていた!

**Q** 電話でプロバイダの変更を勧誘され、「今の契約より安くなる」といわれたので承諾した。その後業者と電話しながら、パソコンで指示されたホームページを開くと、遠隔操作でプロバイダが変更された。

後日契約書面等が送られてきたが、説明されていなかったことも多く、解約したい。

**A** 消費者のパソコンを遠隔操作し、プロバイダを変更してしまう勧誘方法でトラブルになるケースが急増しています。中には大手通信会社を装って電話してきたり、説明に反して割高になることもあるようです。必要のないオプション契約をさせられていたり、解約を申し出たら違約金が発生したという相談もあります。

電話での説明を鵜呑みにして契約内容をよく理解しないまま承諾するのではなく、書面を請求し、契約相手・費用・条件などを確認してから返事をしましょう。

解約を希望する場合はできるだけ早く消費生活センターに相談してください。



### めぐニャンからの アドバイス

商品・サービスを電話勧誘販売で契約する場合、特定商取引法で書面交付義務やクーリング・オフ制度等が規定されていますが、プロバイダの契約は、適用の対象外です。

電話勧誘では後日「言った、言わない」のトラブルになることが少なくありません。契約する場合は、電話の説明をメモにとり、業者から送られてくる書面と照らし合わせて契約内容を確認するようにしましょう。



シグナル85号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

**発行** 目黒区消費生活センター  
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内  
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

目黒区 消費生活

検索



メールマガジンを配信しています。

